

○ひたちなか市立学校体育施設開放規則

平成6年11月1日

教委規則第16号

改正 平成10年6月24日教委規則第12号

平成14年3月26日教委規則第8号

令和元年12月20日教委規則第7号

令和3年5月21日教委規則第12号

令和3年12月24日教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号）第33条第1項の規定に基づき、市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励を図るため、ひたちなか市教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する学校施設を市民に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 市民に開放する学校施設は、運動場、柔剣道場及び体育館並びにこれに付帯する設備（以下「体育施設」という。）とする。

(開放期間及び開放時間)

第3条 体育施設を開放する期間は通年とし、開放する時間は、月曜日から金曜日までにあつては午後5時から午後9時までとし、日曜日及び土曜日にあつては午前6時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間及び時間を変更することができる。

(開放の対象となるもの)

第4条 体育施設の開放の対象となるものは、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者で組織された団体（以下「対象団体」という。）とする。

2 対象団体は、次条第3項の規定による許可に係る使用について、あらかじめ、責任者（以下「使用責任者」という。）を定めるものとする。

3 使用責任者は、次条第2項の申請に係る当該体育施設の使用期間の初日までに成年年齢に達している者とする。

(使用の許可の申請等)

第5条 体育施設を使用しようとする場合は、委員会の許可を受けなければならない

い。

2 前項の許可の申請は、別に定める日から当該体育施設を使用しようとする期間の初日の7日前の日までの間（第4項に規定する使用許可に係る使用期間が属する年度の翌年度においても引き続き当該体育施設を使用しようとするときにあっては、別に定める期間内）に、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを委員会に提出することにより行うものとする。

（1） ひたちなか市立学校体育施設使用団体名簿（様式第2号）

（2） その他委員会が必要と認める書類

3 委員会は、前項の申請（以下「使用許可申請」という。）があった場合には、その内容を審査し、体育施設の使用を許可するときは、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 委員会は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）に、体育施設又は体育施設の設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の管理上必要な条件を付することができる。

（許可の制限）

第6条 委員会は、使用許可申請に係る体育施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

（2） 施設等が滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（3） 学校教育上その運営に支障があるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

2 委員会は、使用許可申請があった場合において、体育施設の使用を許可しないときは、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）不許可通知書（様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更の許可等）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに、許可申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の場合においては、第5条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。

3 使用許可者は、第5条第2項の規定により提出したひたちなか市立学校体育施設使用団体名簿の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、ひたちなか市立学

校体育施設使用団体名簿を改めて作成し、これを委員会に提出するものとする。
ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(目的外の使用等の禁止)

第8条 使用許可者は、使用許可を受けた目的以外の目的に体育施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は体育施設の使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 公用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 第5条第3項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 当該使用が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) この規則の規定に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (6) 学校長が必要と認めるとき。
- (7) その他委員会が必要と認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により使用許可を取り消し、又はその内容を変更する場合にあってはひたちなか市立学校体育施設使用許可取消(変更)通知書(様式第5号)により、同項の規定により使用を中止させる場合にあってはひたちなか市立学校体育施設使用中止命令書(様式第6号)により、その旨を当該使用許可者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会及び学校長は、施設等の管理上の支障を避けるため緊急の必要があるときは、第1項に規定する措置について、口頭で通知することができる。

4 第1項の規定により使用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は体育施設の使用を制限し、若しくは中止させる場合において、体育施設を使用する者(以下「使用者」という。)が損害等を受けても、委員会及び学校長は、その責を負わない。

(使用責任者の遵守事項)

第10条 使用責任者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 体育施設の開放の趣旨を理解し、団体育成に当たること。
- (2) 教育長が別に定めるところにより、使用許可に係る体育施設の鍵を収納

する箱を施錠する鍵の管理を行うこと。

(3) 施設等を適切に使用するよう、使用者を指導すること。

(4) 事故の発生防止等に留意するとともに、事故が発生した場合には、適切な措置をとること。

(5) 体育施設の使用が終了したとき、又は前条第1項に規定する措置のいずれかがとられたときは、体育施設の管理点検事項の確認を行い、ひたちなか市立学校体育施設開放日誌(様式第7号)を委員会に提出すること。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 学校敷地内の秩序を乱さないこと。

(2) 他の使用者に迷惑をかけないこと。

(3) 学校敷地内で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(4) 立入禁止区域に立ち入らないこと。

(5) その他施設等の管理上必要な指示に従うこと。

(原状回復)

第12条 使用者は、当該使用が終了したとき、又は第9条第1項に規定する措置のいずれかがとられたときは、直ちに、その使用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、その必要がないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(事故等の責任等)

第13条 体育施設を使用している際に発生した事故等については、明らかに委員会の責に帰すべき場合を除き、使用者の責任とし、委員会及び学校長は、その責を負わない。

2 使用責任者は、前項の事故等が発生した場合には、直ちに、ひたちなか市立学校体育施設事故等報告書(様式第8号)を委員会に提出するものとする。

3 使用者は、その責に帰すべき事由により損害を施設等に与えたときは、直ちに、委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育施設の開放に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成10年教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年教委規則第8号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（令和元年教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第5条第3項（改正後の第7条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受けようとするものは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第5条第2項及び第7条第1項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 教育委員会は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても改正後の第5条第3項の規定の例により、許可その他必要な行為を行うことができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同項の規定による許可を受けたものとみなす。

4 教育委員会は、第2項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても改正後の第6条第2項（改正後の第7条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、許可しないことができる。この場合において、その許可を受けなかった者は、施行日において改正後の第6条第2項の規定による許可を受けなかったものとみなす。

（経過措置）

5 この規則の施行の際現にある改正前のひたちなか市立学校体育施設開放規則の規定による様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（令和3年教委規則第12号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

付 則（令和3年教委規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第4条第3項の規定の例により使用責任者の要件を満たす者に係る申請、許可その他必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 5 条，第 7 条関係）

№. _____

年 月 日

ひたちなか市教育委員会 殿

ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可申請書

ひたちなか市立学校体育施設の使用（使用許可の変更）について，次のとおり申請します。

申請者	団体名	
	住所	
	氏名	
	電話番号	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話番号	
使用目的 （変更理由）		
使用希望日	年 月 日から 年 月 日（毎週 曜日） 時 分から 時 分まで	
使用施設		
使用備品		
使用予定人数		

様式第3号（第5条，第7条関係）

№. _____

年 月 日

殿

ひたちなか市教育委員会 印

ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可書

ひたちなか市立学校体育施設の使用（使用許可変更）について，次のとおり許可します。

申請者	団体名	
	住所	
	氏名	
使用責任者	住所	
	氏名	
使用目的 （変更理由）		
使用日時	年 月 日から 年 月 日（毎週 曜日） 時 分から 時 分まで	
使用施設		
使用備品		
使用予定人数		
使用（変更） 許可条件		

（教示）

様式第4号（第6条，第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市教育委員会 印

ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）不許可通知書

年 月 日付で申請のあったひたちなか市立学校体育施設の使用（使用許可の変更）については，下記の理由により許可しないことと決定しましたので，通知します。

記

理由

（教示）

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市教育委員会 印

ひたちなか市立学校体育施設使用許可取消（変更）通知書

年 月 日付で通知したひたちなか市立学校体育施設の使用許可については、ひたちなか市立学校体育施設開放規則第 9 条第 1 項第 号の規定に基づき、下記のとおり取り消す（変更する）ことと決定しましたので、通知します。

記

- 1 取り消す（変更する）使用許可の内容
- 2 取り消す（変更する）理由

（教示）

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市教育委員会 印

ひたちなか市立学校体育施設使用中止命令書

年 月 日付けで通知したひたちなか市立学校体育施設の使用許可によるひたちなか市立学校体育施設の使用について、ひたちなか市立学校体育施設開放規則第 9 条第 1 項第 号の規定に基づき、下記の理由により中止するよう命じます。

記

理由

（教示）

様式第7号（第10条関係）

ひたちなか市立学校体育施設開放日誌

使用年月日	年 月 日 ()	使用人数	
使用時間	時 分から 時 分まで		
団体名			
使用責任者	住所		
	氏名		
内容			

(A)

管理点検事項

点検箇所	確認○印	項目
清掃		使用した用具が元の位置に戻され、会場が完全に清掃されているか。ごみは各自で持ち帰っているか。
火気		火気がないか。
戸締り		窓、とびら等が完全に施錠されているか。
配電装置		配電盤のスイッチを全部切り、鍵をかけたか。
破損箇所		破損箇所はないか。(あるときは)

(B)

借用備品名	個数	確認○印	借用備品名	個数	確認○印

特記事項	
------	--

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

ひたちなか市立学校体育施設事故等報告書

ひたちなか市教育委員会 殿

使用 責任 者	団体名	
	住所	
	氏名	
	電話番号	

次のとおり事故等が発生しましたので、報告します。

使用施設			
発生日時	年	月	日（ ） 時 分頃
発生状況 （具体的に）			
処置状況			
※負傷者が発生した場合			
負傷者	住所		
	氏名		
	生年月日		
	電話番号		
※施設等が滅失し、又は損傷した場合			
滅失し、若しくは損傷した箇所又は品名			
滅失させ、又は損傷させた者	住所		
	氏名		
	生年月日		
	電話番号		

様式第 1 号 (第 5 条, 第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条, 第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条, 第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条, 第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条関係)

様式第 8 号 (第 1 3 条関係)